



令和 3 年 10 月 25 日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 粟田 真人

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 3 年 8 月 27 日、石川地方最低賃金審議会において付託された
標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、
別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)	(労働者代表委員)	(使用者代表委員)
粟田 真人	黒谷 治夫	川島 直之
高見 俊也	目澤 春樹	橋本 政人
本間 学	山下 敏弘	本 裕一

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）
- (2) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- (3) その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。）
- (4) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- (7) 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）
- (8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 946円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日



令和3年10月25日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県自動車・同附属品、自転車・
同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長 粟田 真人

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月27日、石川地方最低賃金審議会において付託された
標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、
別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)	(労働者代表委員)	(使用者代表委員)
粟田 真人	黒谷 治夫	秋保 年広
高見 俊也	小水 康史	眞田 昌則
本間 学	田中 隆之	橋本 政人

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車・同附属品製造業
- (2) 自転車・同部分品製造業
- (3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 946円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日